

船舶事故調査報告書

平成29年2月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年6月27日 03時35分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市岩屋沖 岩屋港東防波堤灯台から真方位034° 250m付近 (概位 北緯34° 36.0′ 東経135° 00.8′)
事故の概要	漁船 ^{ほりよう} 豊漁丸は、東進中、また、漁船 ^{すみよし} 住吉丸は、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年7月5日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 豊漁丸、6.6トン HG2-5143（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 住吉丸、4.8トン HG3-36183（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A 軽傷 1人（乗組員） B なし
損傷	A 船尾部に破口 B 船首部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、船長Aが航海灯を点灯せずに東進中、B船と衝突した。 船長Aは、本事故後、航海灯を表示していないことに気付き、出航前に航海灯の点灯を確認すれば良かったと思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、舵輪の後方に立った姿勢で操船に当たり、約8ノットの対地速力で東進中、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、船首方を見ていて船尾方から接近するB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが、A船が航海灯を点灯していなかったことから、前路のA船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船が航海灯を点灯していなかったため、船長BがA船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・夜間は法定の灯火を表示すること。